

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	下塚五色丘 (岡坊・天徳)	令和3年12月	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(地図による図測面積)	13.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考) ・後継者がいない複数の農家の2ha弱の面積を、稲作に意欲的に取り組む農家がすでに引き受けて耕作してくれているが、受け入れも限界にきている。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の高齢化(60歳未満6%、60歳代36%、70歳代32%、80歳以上26%)</li> <li>・後継者不足の問題(後継者未定と後継者不明を合わせると27軒。全体の55%) 小規模農家が多く、多くの高価な農機具を購入してまで稲作を続けていくことができず、後継者ができないまま離農していく農家が増加している。</li> <li>・圃場の問題(圃場が未整備。水路の老朽化)</li> <li>・鳥獣害の問題(イノシシによる被害の増加)</li> </ul>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今のところ、耕作できなくなった農家が意欲ある農家に耕作を依頼(個人交渉)
- ・耕作を引き受けてくれる農家も受け入れに限界がきているため、圃場整備を行うとともに営農組合を立ち上げ、農地を集約する方向を検討している。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	稲作	1 ha		ha	
	B	稲作	1.7 ha		ha	
	C	稲作・野菜	1 ha		ha	
	D	稲作	1.1 ha		ha	
	E	稲作	0.6 ha		ha	
	F	稲作・野菜	1.3 ha		ha	
	G	稲作・野菜	0.5 ha		ha	
	(仮)H(営農組合)		ha	水稻・野菜(玉ねぎ、ブロッコリー、菜花、白菜)	14.8 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

令和4年3月の営農組合設立に向けて、各種研修や視察等を通して組織化のための準備を図る。  
 圃場整備に合わせ、円滑な集約・営農に向けた組合員の意識の醸成を図り、あらゆる年齢層が共同して取り組みつつ、円滑な世代交代が行えるよう活動する。  
 現在は、主に水稲を作付けているが、少しずつ高収益作物となる玉ねぎや白菜等の裏作の作付け拡大を目指す。  
 営農組合に関して、将来的には法人化および認定農業者となり、地域の担い手として営農していく。  
 圃場整備完了後は、新規就農者の確保に努める。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	(管理者)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
			貸付け	作業委託	売渡
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計	0		